逐条解説

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

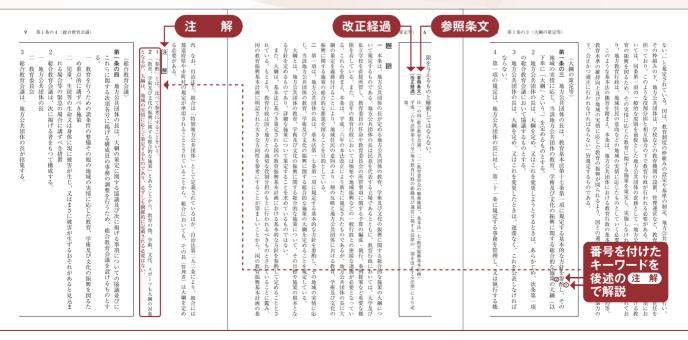
第四次新訂

木田 宏 [著] 教育行政研究会 [編著]A5判・単行本・746頁 定価: 本体4,500円+税

本書の特色

- ★我が国唯一の「地教行法」の逐条解説書!教育委員会関係者必携の実務書です。
- **★**「地教行法」条文解釈の決定版!本書で「地教行法」の精確な解釈と運用が分かります。
- ★平成26年の大改正に対応! 改正に携わったプロジェクトチームによる第四次新訂版です。

組 見 本





総 目 次

〔解説編〕

序 章 理念・概要・関係諸法律

第一章 総 則

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

第二節 事務局

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

第四章 教育機関

第一節 通 則

第二節 市町村立学校の教職員

第三節 学校運営協議会

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

第六章 雑 則

附 則

【補遺】

[法令編] 法律・政令/通達等/法制意見

[附 録] 教育委員会の歩み/教育委員会制度に対する 各種審議会の意見等/諸外国の地方自治制度

쇸

第四次新訂に当たって(抄)

改正に至る経緯においては、教育再生実行会議の第二次提言を受けた中央教育審議会の審議やこれに引き続く与党内の検討において激しい議論が戦わされたが、その結果最終的に決着した改革案では、(中略)合議体の執行機関としての教育委員会とその権限を従前と同じ形で残すことにより教育行政の政治的中立性及び継続性・安定性の確保を図りつつ、民意を代表する地方公共団体の長の意向が反映できるよう、地方公共団体の長による大綱の策定と総合教育会議の設置を定めるとともに、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置により責任体制の明確化を図るものとなった。

今後、地方公共団体の長の教育行政への役割が明確化されたことにより、予算面においての充実や、スピード感のある教育行政の展開が期待される一方、執行機関としての教育委員会がその権限の実施に当たりどのように機能するかがより一層厳しく問われることとなろう。成熟した社会の行政機構として、この新しい制度が多様な民意を反映しつつ、よりよい教育行政につながるものとなるためには、関係者の更なる努力と意識の改革が求められる。

末筆となったが、この度の改訂においては、故木田宏先生の執筆された本書の制定当初のニュアンスが損なわれないよう、極力、修文を最小限に留めるよう心掛けた。本改訂版が本法の目指した制定当初の高い理想とともに、今後の地方教育行政の発展の一助となれば幸いである。

平成27年1月

文部科学省大臣官房人事課長(前初等中等教育局初等中等教育企画課長) 藤原 章夫

詳細・お申し込みはコチラ </br>

第一法規

検索

CLICK!